

令和元年度 改正税法関係通達研修会

【日程・会場】

令和2年1月15日(水)	なら100年会館 中ホール
1月22日(水)	ホテル日航姫路 真珠の間
1月23日(木)	オリックス劇場
1月28日(火)	神戸文化ホール 中ホール
1月30日(木)	滋賀県立県民交流センター ピアザホール
2月4日(火)	シティイン和歌山 4階アーバンルーム
2月10日(月)	京都テルサ テルサホール

【時間】

13時30分～16時30分

【講師】

大阪国税局担当官

近畿税理士会

ご意見・ご感想を募集しております

本会研修部では、今後の研修会の企画・実施の参考とさせていただきたく、本会主催研修会に対するご意見・ご感想を次の要領により承っています。

■ご意見・ご感想の提出方法について

氏名並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載のうえ、下記のメールアドレスへご提出をお願いします。

電子メールアドレス：info_kensyu@kinzei.or.jp

■留意事項について

- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご記入いただいた氏名、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ご記入いただいた情報は本会の研修事業以外の用途には使用しません。

本冊子に記載しております内容全てにおきまして、作成者等の許可なく再配布、転送、複製等されませんようお願い申し上げます。

タイムスケジュール

(時間)	内容	担当
13:30	開会アナウンス	(司会) 研修部員
13:35	講演1. 法人税関係	(講師) 大阪国税局 担当官
13:55	講演2. 消費税関係	(講師) 大阪国税局 担当官
14:25	(休憩)	
14:40	講演3. 所得税関係	(講師) 大阪国税局 担当官
15:10	(休憩)	
15:25	講演4. 資産税関係	(講師) 大阪国税局 担当官
16:25	閉会アナウンス	(司会) 研修部員

法人税関係

目 次

○ 法人税基本通達及び租税特別措置法関係通達（法人税編）の主要改正事項	
● 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いの整備	1
● 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備	12
● 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設	18

「『法人税基本通達の制定について』（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等に対する意見公募手続の実施について」《抜粋》

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の一部改正等（案）の概要

1 改正等の背景

（定期保険に係る保険料の税務上の取扱い）

法人税法上、当該事業年度の損金の額に算入される費用の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされています（法 22③、④）。企業会計原則では、前払費用については、当期の損益計算から除去し、資産の部に計上しなければならないとされており（企業会計原則第二損益計算書原則一、原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則 16、31 の 2）、このような会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと認められますので、法人税法上、前払部分の保険料は資産計上するのが原則となります。

保険期間が複数年となる定期保険の支払保険料は、加齢に伴う支払保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における支払保険料の中には、保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が含まれています。しかし、その平準化された定期保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられることから、法人税基本通達 9-3-5 において、その保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入することと取り扱っています。

しかし、特に保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が逦増する定期保険は、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても上記の法人税基本通達 9-3-5 の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなります。したがって、このような保険については、上記の原則的な考え方に則った取扱いとすることが適当であるため、平成 20 年 2 月 28 日付課法 2-3 「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（個別通達）により、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図ってきました。

（いわゆる第三分野保険に係る保険料の税務上の取扱い）

また、いわゆる第三分野保険についても上記と同様の考え方の下、昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4-18 「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、平成元年 12 月 16 日付直審 4-52、直審 3-77 「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成 13 年 8 月 10 日付課審 4-100 「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成 24 年 4 月 27 日付課法 2-5、課審 5-6 「法人が支払う

『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」により、それぞれの個別通達に定める保険について、支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いを明らかにしてきました。

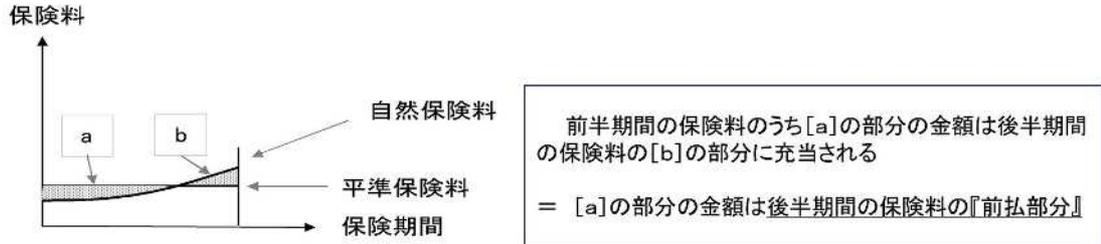
（取扱いの見直しの必要性）

しかしながら、これらの個別通達の発遣後相当年月を経過し、①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること、②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること、③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一することとします。

● 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いの整備

○ 自然保険料と平準保険料

- 保険期間が1年の保険契約の保険料を自然保険料という。自然保険料は、保険事故の発生率（死亡率）の上昇、すなわち加齢とともに上昇する。したがって、保険期間が複数年の保険契約の場合、保険期間の経過に応じて保険料が上昇していくこととなるが、実際の保険契約においては、保険料は保険期間を通じて一定額となるよう平準化されており、これを平準保険料という。



- つまり、平準保険料の構造上、保険期間の前半に支払う保険料の額には保険期間の後半の自然保険料に充てられる部分の金額が含まれている。

○ 改正前の保険料に係る法人税基本通達の取扱い

イ 養老保険の場合（旧法基通9-3-4、9-3-6の2）

保険金受取人		主契約保険料	特約保険料	契約者配当
死亡保険金	生存保険金			
法人	法人	資産計上		資産計上額から控除できる。
従業員の遺族	従業員	給与	損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。	益金算入
従業員の遺族	法人	$\frac{1}{2}$ ・・・資産計上。 $\frac{1}{2}$ ・・・損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。		

ロ 定期保険の場合（旧法基通9-3-5、9-3-6の2）

死亡保険金の受取人	主契約保険料	特約保険料	契約者配当
法人	損金算入		益金算入
従業員の遺族	損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。	損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。	

ハ 定期付養老保険の場合（旧法基通9-3-6、9-3-6の2）

区分	保険金受取人		主契約保険料		特約保険料	契約者配当
	死亡保険金	生存保険金	養老保険部分	定期保険部分		
保険料が区分されている場合	法人	法人	資産計上	損金算入	損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。	益金算入
	従業員の遺族	従業員	給与	損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。		
	従業員の遺族	法人	$\frac{1}{2}$ ・・・資産計上。 $\frac{1}{2}$ ・・・損金算入。 ただし、役員等の被保険者とする場合には給与。			
保険料が区分されていない場合	法人	法人	資産計上		損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。	資産計上額から控除できる。
	従業員の遺族	従業員	給与			
	従業員の遺族	法人	$\frac{1}{2}$ ・・・資産計上。 $\frac{1}{2}$ ・・・損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。	益金算入		

○ 旧個別通達の概要

保険種別		資産計上期間	資産計上割合
長期平準定期保険	個別通達	前半 6割期間	支払保険料の1/2
増定期保険	個別通達		支払保険料の1/2
			支払保険料の2/3
			支払保険料の3/4
がん保険	個別通達	前半 5割期間	支払保険料の1/2
医療保険	個別通達	資産計上なし (期間の経過に応じて損金算入)	
長期傷害保険	文書回答	前半 7割期間	支払保険料の3/4
上記以外の第三分野保険		個別の取扱いの定めなし	

(注) 資産計上期間経過後は、資産計上累積額を均等に取り崩して損金算入。

○ 改正前の取扱いの問題点とその対応（改正通達の基本的な考え方）

➤ 改正前の定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱いについての問題点

- ① 個別通達に該当するか否かにより取扱いに差異が生じていること
- ② 同一の保険商品であっても、加入年齢や保険期間の長短により取扱いに差異が生じていること
- ③ 第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではないこと

➤ 上記問題への対応

- ① 保険商品ごとに取扱いを定めるのではなく、包括的な取扱いを定める
- ② 多額の前払部分の金額が含まれる保険かどうかを判断する基準について、解約返戻率（解約時の支払保険料の累計額に占める解約返戻金の額の割合）という前払保険料率に近似する数値を用いる
- ③ 資産計上額について、最高解約返戻率（その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合）に応じた計算方法とし、計算の簡便性にも配慮する
- ④ 資産計上額の取崩しによる損金算入時期について、保険商品の実態を踏まえた内容とする

- ・ 改正の前後を通じて、前払部分の保険料を資産計上するという考え方が変わるものではない。
- ・ 改正後の取扱い（資産計上ルール）は、最高解約返戻率により4つにカテゴライズするもの。
⇒ 定期保険又は第三分野保険といった保険商品の違いによる取扱いの差異を解消

（養老保険に係る保険料）

9—3—4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9—3—6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9—3—7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下9—3—4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9—3—4において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9—3—4において同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）

9—3—5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9—3—7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号《免許》に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9—3—7の2までにおいて同じ。））に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保

保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9—3—5の2までにおいて同じ。）については、9—3—5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

(注) 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9—3—5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

○ 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ（抜粋）

【長期傷害保険】

[Q20] 文書回答事例「長期傷害保険（終身保障タイプ）に関する税務上の取扱いについて」（平成18年4月28日回答）にある長期傷害保険は、通達改正後、どのように取り扱われるのですか。

[A]

長期傷害保険は、法基通9—3—5に定める第三分野保険に該当することとなりますので、改正通達の適用日以後の契約に係る長期傷害保険の保険料については、改正後の取扱いによることとなります。

なお、同日前の契約に係る長期傷害保険の保険料については、文書回答事例「長期傷害保険（終身保障タイプ）に関する税務上の取扱いについて」（平成18年4月28日回答）の取扱いの例によることとなります。

（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）【新設】

9—3—5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9—3—5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9—3—5の例によるものとする。

(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限

度とする。)は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。

(注) 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数(1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。

- (2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合(当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。)には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。
- (3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額(1)により資産に計上することとなる金額を除く。)を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間(当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率 50%超 70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超 85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85%超	<p>保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間(当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間)の終了の日まで</p> <p>(注) 上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで(保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで)とする。</p>	<p>当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70(保険期間の開始の日から、10年を経過する日までは、100分の90)を乗じて計算した金額</p>	<p>解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間(資産計上期間がこの表の資産計上期間の欄に掲げる(注)に該当する場合には、当該(注)による資産計上期間)経過後から、保険期間の終了の日まで</p>

(注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。

ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。

ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。

ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。

2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

○ 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ（抜粋）

【(最高) 解約返戻率と解約返戻金相当額】

[Q4] (最高) 解約返戻率の計算や、最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の資産計上期間の判定に用いる「解約返戻金相当額」は、どのように把握するのですか。また、解約返戻率に端数が生じた場合はどうするのですか。

[A]

保険期間中の各期間における解約返戻金相当額は、契約時に保険会社から各期間の解約返戻金相当額として保険契約者に示された金額（「〇年目の解約返戻金△△円」などと示された金額）によることとなります。

なお、この金額は、各保険商品の標準例としてパンフレット等に記載された金額ではなく、保険設計書等に記載される個々の契約内容に応じて設定される金額となります。

また、解約返戻率は、解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合としていますので（法基通9-3-5の2(注)1のイ）、これに端数が生じた場合、原則として、端数の切捨て等を行わずに最高解約返戻率を計算することとなりますが、現状、各保険会社は小数点1位までの数値により解約返戻率を通知しているという実務や経理事務の簡便性を考慮し、小数点2位以下の端数を切り捨てて計算した解約返戻率が保険設計書等に記載されている場合には、その解約返戻率を用いて最高解約返戻率の区分を判定しても差し支えありません。

○ 新保険通達（新法基通9-3-5及び9-3-5の2の取扱い）

解約返戻金なし (ごく少額の払戻金ありを含む)		解約返戻金あり			
		保険期間 3年未満 又は 最高解約返戻率 50%以下	最高解約返戻率50%超70%以下		最高解約返戻率 70%超85%以下
被保険者一人当たりの 当期に支払った保険料額	被保険者一人当たりの 年換算保険料相当額				
30万円以下	30万円超	30万円以下	30万円超		
保険期間の経過に応じて損金算入 (期間損益) 又は 支払時の損金算入	保険期間の経過に応じて損金算入(期間損益)	保険期間開始日～4割経過日 (資産計上期間)		保険期間開始日～最高解約返戻率となる期間(※1)の終了日(※2) (資産計上期間)	
		当期支払保険料×40%相当額を資産計上 残額を損金算入	当期支払保険料×60%相当額を資産計上 残額を損金算入	当期支払保険料×最高返戻率×70% (保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)相当額を資産計上 残額を損金算入	
		資産計上期間経過後～取崩期間開始前(据置期間) 当期支払保険料の額を損金算入			
		保険期間の7.5割経過後～保険期間終了の日 (取崩期間)		解約返戻金が最高額となる期間等の経過後～保険期間終了日(※3) (取崩期間)	
当期支払保険料の額+資産計上累積額の均等取崩額を損金算入		当期支払保険料の額+資産計上累積額の均等取崩額を損金算入			

(※1) 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の期間の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間。
 (※2) 資産計上期間が5年未満となる場合には5年経過日まで。保険期間が10年未満の場合には100分の50相当期間経過日まで。
 (※3) 資産計上期間が※2の場合の取崩期間は、資産計上期間経過後から保険期間終了日まで。

(定期付養老保険等に係る保険料)

9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険等(養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った

場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。
- (2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。

（特約に係る保険料）

- 9-3-6の2** 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。

（保険契約の転換をした場合）

- 9-3-7** 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等（以下9-3-7において「転換後契約」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「資産計上額」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「充当額」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6の2までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。）による。

（払済保険へ変更した場合）

- 9-3-7の2** 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

(注) 1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。

2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。）により処理するものとする。

3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

経過的取扱い

この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。）の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。）の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」の取扱いの例による。

○ 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ（抜粋）

【適用時期】

[Q1] 改正通達の適用時期はどのようになりますか。

[A]

改正後の法基通及び連基通の取扱い（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除きます。）は、令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

また、法基通9-3-5の(注)2及び連基通8-3-5の(注)2に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料については、令和元年10月8日以後の契約に係るものについて、改正後の取扱いが適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

なお、上記のそれぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、引き続き、改正前の法基通若しくは連基通又は廃止前の各個別通達の取扱いの例によることとなります。

保険の種類	適用関係			
	7/8前契約	7/8以後契約	10/8前契約	10/8以後契約
定期保険 無解約返戻金・短期払 30万以下	旧9-3-5他 廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
	旧9-3-5他			新9-3-5他 新9-3-5の(注)2
第三分野保険 無解約返戻金・短期払 30万以下	廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
	廃止前個別通達 (廃止前のがん保険通達の(3)例外的取扱い)			新9-3-5他 新9-3-5の(注)2

V その他の改正

1 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備

〔整備された制度の概要〕

仮想通貨（注）に係る措置について、次のとおり整備されました。

（注） 仮想通貨とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます（法61①）。以下同じです。

(1) 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（合併等による資産の譲渡の規定（法第62条から第62条の5まで）の適用がある場合を除きます。）（法61①）。

この場合の譲渡原価の額は、移動平均法又は総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその譲渡した仮想通貨の数量を乗じて計算することとされました（法61①二、法令118の5、118の6①）。

(2) 仮想通貨の時価評価損益

法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨（注）（以下「市場仮想通貨」といいます。）については、時価法により評価した金額をその時における評価額とし、自己の計算において有する場合には、その評価益又は評価損（以下「時価評価益又は評価損」といいます。）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法61②③、法令118の7、118の8）。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨の時価評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされました（法令118の9①）。

（注） 活発な市場が存在する仮想通貨とは、法人が有する仮想通貨のうち次の要件の全てに該当するものをいいます（法61②、法令118の7）。

イ 継続的に売買価格等（*）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

（*） 売買価格等とは、売買の価格又は他の仮想通貨との交換の比率をいいます。

ロ 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

ハ 次の要件のいずれかに該当すること。

(i) 上記イの売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

(ii) 上記ロの取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

《仮想通貨の評価方法等》

区 分		評価方法	評価損益の取扱い
市場仮想通貨	自己の計算において有する仮想通貨	時価法	益金（損金）算入
	自己以外の者の計算において有する仮想通貨		益金（損金）算入しない
市場仮想通貨に該当しない仮想通貨（注）		原価法	

（注） 法人が事業年度終了の時に市場仮想通貨に該当しない仮想通貨で、その事業年度の期間内のいずれかの時に市場仮想通貨に該当していたものを、自己の計算において有する場合には、その事業年度終了の日において有するその仮想通貨を一定の計算により算出した譲渡対価の額により譲渡し、かつ、その譲渡対価の額により取得したものとみなして、その事業年度の所得の金額を計算します（法61⑥、法令118の10）。

(3) 仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益

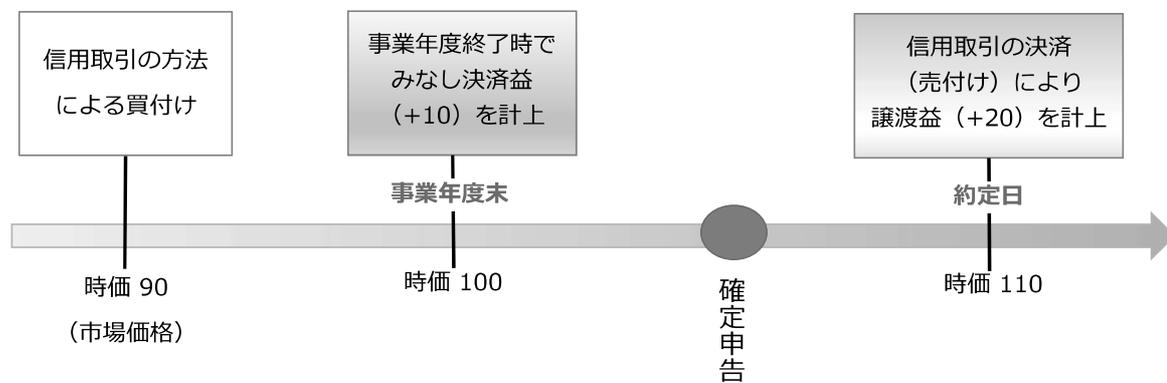
法人が仮想通貨信用取引(注)を行った場合において、その仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額(以下「みなし決済損益額」といいます。)をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61⑦、法規26の10)。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入(洗替処理)することとされました(法令118の11①)。

(注) 仮想通貨信用取引とは、資金決済に関する法律第2条第7項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいいます(法61⑦)。

《イメージ図》

- 仮想通貨信用取引の方法による買付けを行い、翌事業年度においてその仮想通貨の売付けを行ったケース(法61①⑦、法令118の6⑨)



(4) その他所要の整備

- イ 棚卸資産の範囲から仮想通貨が除外されました(法2二十)。
- ロ 固定資産の範囲から仮想通貨が除外されました(法令12)。
- ハ 法人が、適格分割等により仮想通貨(自己の計算において有する仮想通貨に限ります。)を移転する場合など一定の場合における評価損益等の計算方法等について、所要の整備が行われました(法61④⑧、改正法附則19②④⑤)。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)における仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法については、その種類ごとに選定し、その仮想通貨の取得をした日の属する事業年度の確定申告書(仮決算による中間申告書を提出する場合には、中間申告書)の提出期限までに、書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません(法令118の6③④)。

なお、算出方法を選定しなかった場合等の法定の算出方法は、移動平均法とされています(法61①二、法令118の6⑦)。

ロ 以下の事由により取得をした仮想通貨については、移動平均法又は総平均法による一単位当たりの帳簿価額の算出の対象外とされ、また、イの届出は必要ありません(法令118の6⑤)。

(イ) 仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得

(ロ) その取得する仮想通貨を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得

〔適用時期〕

平成31年4月1日（以下「施行日」といいます。）以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則12）。

〔経過措置〕

- イ 法人が施行日以後最初に終了する事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）前の事業年度において仮想通貨の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその仮想通貨の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る**〔整備された制度の概要〕(1)**の譲渡利益額又は譲渡損失額は、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます。
- ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る**〔整備された制度の概要〕(1)**の譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、その契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます（改正法附則19①）。
- ロ **〔整備された制度の概要〕(2)**の市場仮想通貨のうち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下「経過事業年度」といいます。）終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により移転したものである場合において、これらの仮想通貨のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において**〔整備された制度の概要〕(2)**の時価評価益又は評価損を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、市場仮想通貨に該当しないものとして、**〔整備された制度の概要〕(2)**を適用することができます（改正法附則19③）。
- ハ **〔整備された制度の概要〕(3)**の仮想通貨信用取引のうち、経過事業年度終了の時に未決済のもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等によりその契約を移転したものである場合において、これらの取引のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において**〔整備された制度の概要〕(3)**のみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、**〔整備された制度の概要〕(3)**を適用しないことができます（改正法附則19⑤）。
- ニ 改正法令の施行の際現に仮想通貨を有する法人については、施行日にその仮想通貨を取得したものとみなして、**申告に当たっての注意点**のイが適用されます（改正法令附則7）。

● 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備

(仮想通貨信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)

【新設】

2—1—21の14 法第61条第7項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。

(仮想通貨信用取引に係る利益相当額等の外貨換算) 【新設】

2—1—49 法第61条第7項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該事業年度終了の日の13の2—1—2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については13の2—1—2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については13の2—1—2に定める電信売相場によることができるものとする。

(仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額) 【新設】

2—3—62 法第61条第1項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同条第7項に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付け又は買付けを行った者が、当該仮想通貨信用取引に関し、仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第2条第7項《定義》に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。以下2—3—65までにおいて同じ。）に支払う又は仮想通貨交換業者から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額（令第118条の6第9項《短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等》に規定する仮想通貨の売付けに係る対価の額をいう。以下2—3—62において同じ。）又は買付けに係る対価の額（令第118条の6第9項に規定する仮想通貨の買付けに係る対価の額をいう。以下2—3—62において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。

- (1) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。
- (2) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。
- (3) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。
- (4) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受けるいわゆる品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。

(仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額) 【新設】

2—3—63 法第61条第9項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》又は法第61条の5第3項《デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等》の規定の適用がある場合において、その取得した仮想通貨の取得価額は、令第118条の5第2号《短期売買商品等の取得価額》の規定に基づき、当該取得の時におけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額（当該仮想通貨の取得の時における価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。）となることに留意する。

○ 法人税法

(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)

第 61 条 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項（定義）に規定する仮想通貨（以下この条において「仮想通貨」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第 1 号に掲げる金額が第 2 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第 1 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第 62 条から第 62 条の 5 まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額

二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額（その短期売買商品等についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額をいう。）

7 内国法人が仮想通貨信用取引（資金決済に関する法律第 2 条第 7 項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時ににおいて当該仮想通貨信用取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

9 内国法人が仮想通貨信用取引に係る契約に基づき仮想通貨を取得した場合（第 61 条の 6 第 1 項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨を取得した場合を除く。）には、その取得の時ににおける当該仮想通貨の価額とその取得の基因となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨の取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

○ 法人税法施行令

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)

第 118 条の 6

9 内国法人が、法第 61 条第 7 項に規定する仮想通貨信用取引の方法により、仮想通貨の売付け又は買付けをし、その後当該仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号に掲げる金額は、その買付けに係る仮想通貨のその買付けに係る対価の額とする。

（一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い）【新設】

2—3—65 令第118条の6第5項《短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等》に規定する一時的に必要な仮想通貨を取得する場合は、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その有する仮想通貨又はその種類の異なる仮想通貨）がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下2—3—65において「本邦通貨等」という。）と直接交換することができないこと（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その有する仮想通貨とその種類の異なる仮想通貨とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その種類の異なる仮想通貨）と直接交換することが可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な仮想通貨の譲渡原価の計算における一単位当たりの帳簿価額は、個別法（当該仮想通貨について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。

○ 法人税法

（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）

第 61 条

10 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続、第3項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理、第7項に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 法人税法施行令

（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）

第 118 条の 6 短期売買商品等の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、次に掲げる方法とする。

一 移動平均法（短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この条において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この項及び第四項において同じ。）をする都度その短期売買商品等の当該取得の直前の帳簿価額と当該取得をした短期売買商品等の取得価額（当該引継ぎを受けた短期売買商品等については、当該被合併法人又は分割法人の法第62条の2第1項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額。次号において同じ。）との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）

二 総平均法（短期売買商品等を前号と同様に区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度開始の時において有していたその短期売買商品等の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその短期売買商品等の取得価額の総額との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）

5 第1項各号及び前項に規定する取得には、次に掲げる取得を含まないものとする。

一 仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得

二 その取得する仮想通貨を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得

3 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、改正中小企業等経営強化法の施行の日から令和3年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等（その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされました（措法44の2①）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注1）（適用除外事業者（注2）に該当するものを除きます。）又はこれに準ずる一定の法人（注3）で、中小企業等経営強化法第50条第1項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第52条第1項に規定する連携事業継続力強化計画の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人です（措法44の2①）。

（注1） 中小企業者は、7ページI2〔改正の内容〕（参考）の中小企業者と同じです。

（注2） 適用除外事業者は、6ページI2〔改正の内容〕(1)（注2）の適用除外事業者と同じです。

（注3） これに準ずる一定の法人とは、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合をいいます（措令28の5①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定事業継続力強化設備等とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画に記載されたもののうち次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法44の2①、措令28の5②）。

【取得価額要件】

減価償却資産の区分	規模
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が100万円以上のもの
器具及び備品	一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

(3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の2①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業継続力強化設備等の取得価額} \times 20\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定事業継続力強化設備等については、本制度の適用はありません（措法44の2①、42の5③、措令27の5③）。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定事業継続力強化設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法44の2②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の20）。

〔施行時期〕

改正中小企業等経営強化法の施行の日から施行されます(改正法附則 1 十六ロ、改正措令附則 1 九)。

なお、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案は令和元年 5 月 9 日現在、国会において審議中です。

● 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

(中小企業者であるかどうかの判定) 【新設】

44の2—1 措置法第44条の2第1項の規定の適用上、法人が同項に規定する措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(措置法第44条の2第1項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、措置法第44条の2第1項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。

(適用除外事業者であるかどうかの判定) 【新設】

44の2—2 措置法第44条の2第1項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(同項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第42条の4第8項第8号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。

(注) 措置法令第27条の4第13項各号に掲げる事由がある場合の同条第14項各号に定める金額の計算についても、同様とする。

(取得価額の判定単位) 【新設】

44の2—3 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(圧縮記帳をした特定事業継続力強化設備等の取得価額) 【新設】

44の2—4 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

○ 租税特別措置法

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

- 第 44 条の 2** 青色申告書を提出する法人で第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者（第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者²に該当するものを除く。）又はこれに準ずるものとして政令で定める法人であるもののうち中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項又は第 52 条第 1 項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するもの（以下この項において「特定中小企業者等」という。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第 52 条第 1 項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第 51 条第 1 項の規定による変更の認定又は同法第 53 条第 1 項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等（同法第 50 条第 2 項第 2 号ロに規定する事業継続力強化設備等をいう。）として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定事業継続力強化設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小企業者等の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定事業継続力強化設備等の償却限度額は、法人税法第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業継続力強化設備等の取得価額の 100 分の 20 に相当する金額をいう。）との合計額とする。
- 2 第 43 条第 2 項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

○ 租税特別措置法施行令

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

- 第 28 条の 5** 法第 44 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める法人は、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。
- 2 法第 44 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第 54 条第 1 項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が 100 万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が 30 万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が 60 万円以上のものとする。

消費稅關係

目 次

- 平成 31 年 4 月 1 日付消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）
．．．．． 1
- 令和元年 10 月 1 日付消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）
．．．．． 7
- 平成 31 年 3 月 19 日付市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に関する
取扱通達の制定について（法令解釈通達）
．．．．． 11

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

	改 正 後	改 正 前
(船荷証券等)		(船荷証券等)
6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、倉荷証券、複合運送証券又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。		6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、貨物引換証、倉庫証券又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。
(社会福祉関係の非課税範囲)		(社会福祉関係の非課税範囲)
6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるから留意する。 (注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。		6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。
(1) 第一種社会福祉事業 イ (省略)		(1) 第一種社会福祉事業 イ (同左)
ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>児童心理治療施設又は児童自立支援施設</u> を営む事業		ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 <u>障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設</u> を経営する事業
ハ～ヘ (省略)		ハ～ヘ (同左)
(2) 第二種社会福祉事業 イ～ニ (省略)		(2) 第二種社会福祉事業 イ～ニ (同左)
ホ 民間あつせん機関による <u>養子縁組のあつせんに係る児童の保護等</u> に関する法律に規定する <u>養子縁組あつせん事業</u>		
ヘ 母子及び父子並びに <u>寡婦福祉法</u> に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は <u>寡婦日常生活支援事業及び同法</u> に規定する母子・父子福祉施設を営む事業		ホ 母子及び父子並びに <u>寡婦福祉法</u> に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は <u>寡婦日常生活支援事業及び同法</u> に規定する母子・父子福祉施設を営む事業
上 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、		ヘ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、

改 正 後	改 正 前
<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営营する事業</p> <p>㍑ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営营する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを営营する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>㍒ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営营する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>㍔ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>㍕ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p>㍖ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p>㍗ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p> <p>㍘ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他のその近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p>㍙ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（<u>第一種社会福祉事業及びイ〜カ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>	<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営营する事業</p> <p>上 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営营する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを営营する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>㍑ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営营する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>㍒ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>㍔ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p>㍖ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p>㍗ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>㍘ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他のその近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p>㍙ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（<u>第一種社会福祉事業及びイ〜ロ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。</p> <p>㍉ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、<u>裸傭船契約</u>に基づく<u>傭船</u>のほかに<u>定期傭船契約</u>に基づく<u>傭船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸傭船）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出品販売場の定義》）に規定する手続委託型輸出品販売</p>	<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。</p> <p>㍉ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、<u>裸傭船契約</u>に基づく<u>用船</u>のほかに<u>定期用船契約</u>に基づく<u>用船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸傭船）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出品販売場の定義》）に規定する手続委託型輸出品販売</p>

改 正 後	改 正 前
<p>場をいう。以下<u>8-2-1の4</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-1の3</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を運営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を運営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を運営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(臨時販売場を設置する事業者に係る承認)</u></p> <p><u>8-2-1の4 臨時販売場</u> (法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》)に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)を設置しようとする事業者(輸出物品販売場を運営する事業者に限る。)に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) 臨時販売場における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として以下の要件を満たす者であること。</p> <p>イ 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。</p> <p>ロ 手続委託型輸出物品販売場のみを運営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。</p> <p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の4第3項《臨時販売場</p>	<p>場をいう。以下<u>8-2-1の2</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-1</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を運営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を運営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を運営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(事前承認港湾施設の承認)</u></p> <p><u>8-2-1の4 事前承認港湾施設</u> (法第8条第9項《事前承認港湾施設の定義》)に規定する事前承認港湾施設をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(輸出物品販売場を運営する事業者に限る。)に与えるものとする。</p> <p>(1) 港湾施設(港湾法第2条第5項《定義》)に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。)をいう。以下<u>8-2-1の4</u>において同じ。)に臨時販売場(法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》)に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-1の3</u>までにおいて同じ。)を設置すること。</p> <p>(2) 承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不相当と認められる場所でないこと。</p> <p>(注) 事前承認港湾施設に係る承認は、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置しようとする事業者の運営する他の輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場については、一般型輸出物品販</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、継続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)ロの要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり(特定商業施設が令第18条の2第5項に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号に規定する組合員が経営する販売場に限る。)、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</p>	<p>売場として同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定が適用されることから、当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行うこととなることに留意する。</p>
<p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合)</p> <p>8-2-2の3 令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</p> <p>(2) 「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場において行つた免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなつた場合、設置する臨時販売場の場所が不適当と認められる場合及び臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となつた場合等、臨時販売場を設置する事業者とし</p>	<p>(事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合)</p> <p>8-2-2の3 令第18条の4第3項《事前承認港湾施設の承認の取消し》の規定により事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</p> <p>(2) 「臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場を設置する事前承認港湾施設が十分なものでなくなつた場合、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となつた場合等、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者として物的、人的、資金的要素に相応な欠陥が生じた場合を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は複合運送証券（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日¹に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う倉荷証券の譲渡は、当該倉荷証券に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかつた場合》及び同条第10項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかつた場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>	<p>いう。</p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は貨物引換証（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日¹に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う倉庫証券の譲渡は、当該倉庫証券に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかつた場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>

令和元年 10月 1日

各 国 税 局 長
沖繩国税事務所長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

消費税法基本通達の一部改正について (法令解釈通達)

消費税法基本通達 (平成 7年 12月 25日付課消 2 - 25ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊)を下記のとおり改正したから、これによらるたい。

(理由)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24年法律第 68号。以下「改正法」という。)等の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

記

別紙「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のように改める。

ただし、改正法附則及び「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26年政令第 317号)附則の規定により、旧制度が適用されるものについては、なお従前の例による。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に100分の100を乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税額)</p> <p>11-4-6 特定課税仕入れについても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、その場合における特定課税仕入れに係る消費税額は、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の7.8を乗じて算出した金額であることを留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(資本的支出)</p>	<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税額)</p> <p>11-4-6 特定課税仕入れについても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、その場合における特定課税仕入れに係る消費税額は、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額であることを留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(資本的支出)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる）と認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一つのものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(貸倒れがあった場合の適用関係)</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に法第39条第1項に規定する割合を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対</p>	<p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる）と認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の108分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一つのものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(貸倒れがあった場合の適用関係)</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対</p>

改 正 後	改 正 前
<p>価の返還等をした場合) 14-1-6 免税事業者であった課税期間において行なった課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に<u>78分の100</u>を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p>	<p>価の返還等をした場合) 14-1-6 免税事業者であった課税期間において行なった課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に<u>63分の80</u>を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p>

課消 2-5

課個 2-6

課法 1-17

課審 8-5

徴管 2-6

査調 1-7

平成 31 年 3 月 19 日

最終改正

平 31 課消 2-9

各国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官
(官印省略)

市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化に関する取扱通達の制定について(法令解釈通達)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 32 年 4 月 1 日以降これによら
れたい。

ただし、第 7 項から第 10 項までについては、平成 31 年 10 月 1 日からこれによる。

なお、本通達に定めがない場合には、消費税法基本通達(平成 7 年 12 月 25 日付課
消 2-25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊)
及び消費税申告書等様式通達(平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-26 ほか 4 課共同「消費
税関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)の別紙)の定めによる。

(理由)

「消費税法施行令等の一部を改正する政令」(平成 30 年政令第 135 号)及び「消費
税法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 30 年財務省令第 18 号)の規定により、平
成 32 年 4 月 1 日から市中輸出物品販売場における免税販売手続の電子化が実施され
ることによる。

記

(用語の意義)

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 改正令 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 135 号)をいう。
- (2) 令 改正令による改正後の消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)をいう。
- (3) 規則 消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 30 年財務省令第 18 号)による改正後の消費税法施行規則(昭和 63 年大蔵省令第 53 号)をいう。
- (4) 輸出物品販売場 法第 8 条第 6 項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場をいう。
- (5) 市中輸出物品販売場 令第 18 条第 2 項第 1 号《購入手続》に規定する市中輸出物品販売場をいう。
- (6) 手続委託型輸出物品販売場 令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。
- (7) 承認免税手続事業者 令第 18 条の 2 第 7 項《承認免税手続事業者の義》に規定する承認免税手続事業者をいう。
- (8) 承認送信事業者 令第 18 条の 4 第 4 項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者をいう。
- (9) 非居住者 令第 1 条第 2 項第 2 号《定義》に規定する非居住者をいう。
- (10) 免税対象物品 令第 18 条第 1 項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。
- (11) 免税販売手続 令第 18 条第 6 項《購入記録情報の提供》に規定する免税販売手続をいう。
- (12) 購入記録情報 令第 18 条第 6 項に規定する購入記録情報をいう。

(経過措置の適用関係)

- 2 市中輸出物品販売場を営業者又は承認免税手続事業者は、平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの間に行うそれぞれの免税販売手続について、令第 18 条第 2 項《購入手続》に規定する方法と改正令附則第 4 条第 3 項《輸出物品販売

場で行う免税販売手続に関する経過措置》の規定に基づくなお従前の例による方法のいずれによったとしても、法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定が適用されるのであるから留意する。

(購入記録情報の提供の時期)

- 3 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。

(手続委託型輸出物品販売場における説明義務及び購入記録情報の提供)

- 4 令第18条第10項《非居住者に対する説明義務》の規定により市中輸出物品販売場を経営する事業者が非居住者に対して行わなければならない説明は、手続委託型輸出物品販売場においては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者との契約に基づき当該手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を代理して行う承認免税手続事業者が行うことに留意する。

なお、手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の者も行うことが可能であることに留意する。

(注)1 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、同条第6項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。

2 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認免税手続事業者が行う場合は、当該承認免税手続事業者は、承認送信事業者の承認を受ける必要がある。

3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供は、例えば、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者以外の承認送信事業者に委託することも可能であるが、この場合であっても、原則として、当該承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、購入記録情報の提供が行われる必要がある。

(災害その他やむを得ない事情の範囲)

- 5 令第18条第8項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》(令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》)の規定において準用する

場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。

(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。

(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出物品販売場を経営する事業者若しくは承認送信事業者が令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。)の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

(注) 令第18条第6項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。

(承認送信事業者から市中輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供)

6 令第18条の4第1項後段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定に基づき承認送信事業者が市中輸出物品販売場を経営する事業者に対して行う購入記録情報の提供は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 承認送信事業者の使用に係る電子計算機と市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき購入記録情報を送信し、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を電気通信回線を通じて当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供する方法

(2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに購入記録情報を記録したものを交付する方法

(注) (1)ロに従って当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該購入記録情報を規則第10条の6第2項《承認送信事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を規則第7条第2項《輸出物品販売場を経営する事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。

(購入記録情報の提供方法の届出と輸出物品販売場の許可申請の関係)

7 令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を経営する事業者があらかじめ提出すべき届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。

(注) この場合の規則第6条の2第2項《識別符号の通知》の規定による識別符号の通知は、当該届出書に係る輸出物品販売場の許可があった日以後に行われることになる。

(承認送信事業者の承認)

8 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)に与えるものとする。

(1) 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。

(2) 購入記録情報の提供に関する契約に係る市中輸出物品販売場を経営する事業者(手続委託型輸出物品販売場にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者)との間において購入記録情報を国税庁長官に提供するために必要な情報を共有するための措置が講じられ、かつ、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。

(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

(承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合)

9 令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。

(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。

(2) 「購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供していないと認められる場合、承認送信事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認送信事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。

(様式)

10 次に定める手続は、次に定める様式により行うものとする。(平31課消2-9により改正)

(1) 令第18条第6項《購入記録情報の提供》に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行う場合の届出 第1号様式の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」

(2) 規則第6条の2第3項《購入記録情報の提供方法等の変更の届出》に規定する輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の記載事項に変更があった場合の届出 第2号様式の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」

(3) 令第18条の2第3項《特定商業施設内における手続委託型輸出物品販売場移転の届出》に規定する手続委託型輸出物品販売場の許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転する場合の届出 第3号様式の「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」

- (4) 令第18条の4第4項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者の承認申請 第4号様式の「承認送信事業者承認申請書」
- (5) 規則第10条の7第4項《承認送信事業者承認申請書の記載事項の変更の届出》に規定する承認送信事業者承認申請書の記載事項に変更があった場合の届出 第5号様式の「承認送信事業者の変更届出書」
- (6) 法第8条第9項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認》に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認申請 第6号様式の「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」
- (7) 法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場を設置する場合の届出 第7号様式の「臨時販売場設置届出書」
- (8) 令第18条の5第5項《臨時販売場の変更の届出》に規定する臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出 第8号様式の「臨時販売場変更届出書」
- (9) 令第18条の2第16項《輸出物品販売場の廃止》に規定する輸出物品販売場において法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出 第9号様式の「輸出物品販売場廃止届出書」
- (10) 令第18条の4第9項《承認送信事業者の承認の不適用》に規定する承認送信事業者が同条第1項前段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定による購入記録情報の提供をやめようとする場合の届出 第10号様式の「承認送信事業者不適用届出書」
- (11) 令第18条の5第6項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の不適用》に規定する臨時販売場の設置をやめようとする場合の届出 第11号様式の「臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書」

消費税法関係

参考資料

目 次

- 資料 1 消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が
電子化されます（平成 30 年 6 月） 1
- 資料 2 輸出物品販売場制度の改正について（平成 31 年 4 月）
. 5
- 資料 3 消費税法改正のお知らせ（令和元年 5 月）
. 7

消費税の輸出物品販売場制度における

平成30年6月
国 税 庁

免税販売手続が電子化されます

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対し免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、その消費税を免除する制度です。

平成 30 年度税制改正により、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が電子化されることとなりました。

この改正は、**輸出物品販売場を経営する全ての事業者の方が対応する必要があります。**

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

施行時期

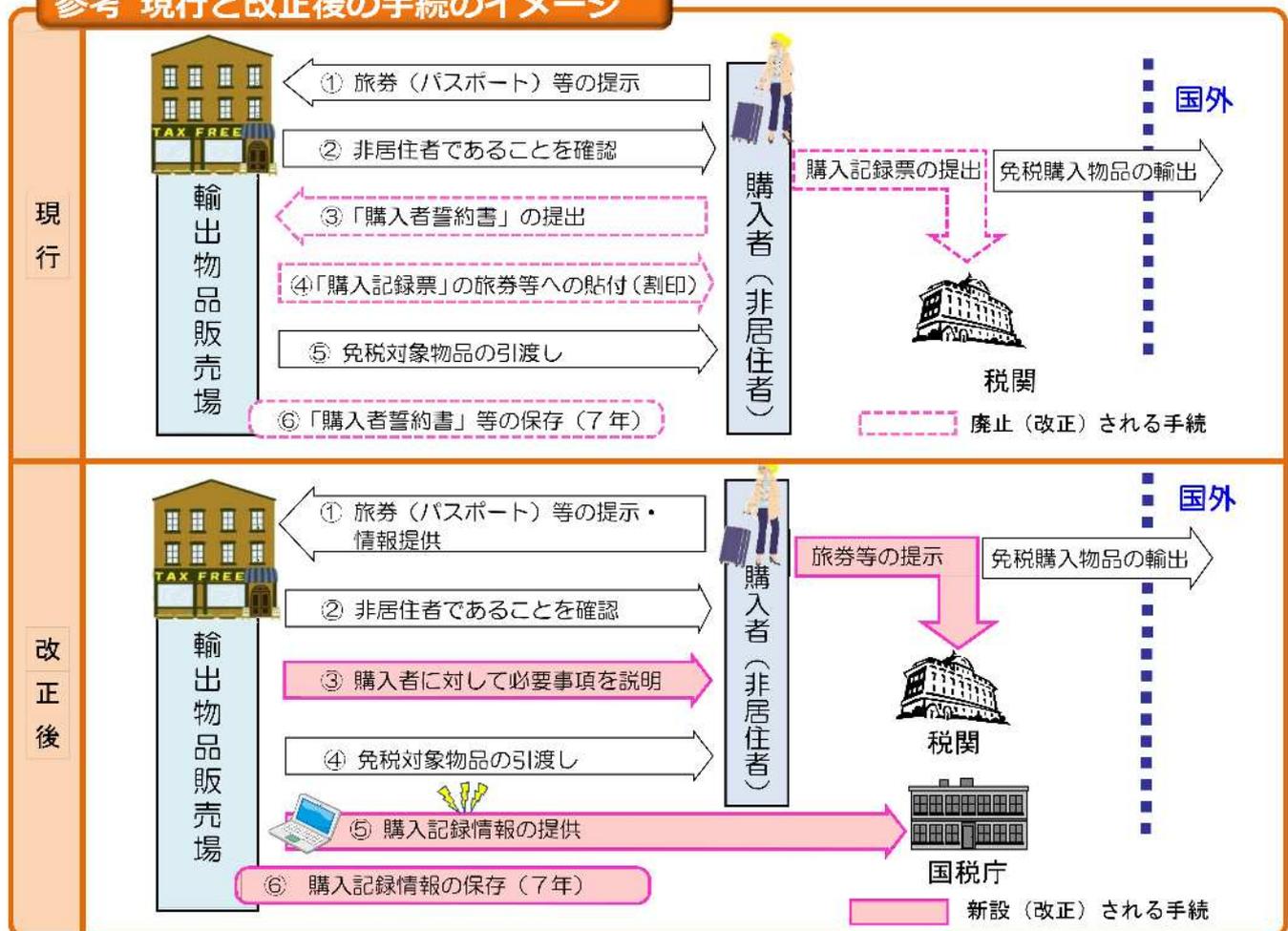
平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後行う免税販売から適用

※ 平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされています。同日までに免税販売手続の電子化に対応しなかった場合、平成 33 年（2021 年）10 月 1 日以後は免税販売を行うことはできません。

1 免税販売手続の電子化の概要

免税販売手続について、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した電磁的記録（データ））を、電子情報処理組織を使用して（インターネット回線等を通じて電子的に）、遅滞なく国税庁長官へ提供することとされました。

参考 現行と改正後の手続のイメージ



2 免税販売手続

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後、輸出品販売場において、免税対象物品を免税販売するための手続は、以下のとおりとなります。なお、平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までは、経過措置として、従来の書面による免税販売手続ができることとされています。経過措置の詳細については、「5 経過措置」をご確認ください。

○ 改正後の手続のイメージ（前頁の簡略図）



① 旅券（パスポート）等の情報提供等

改正後の免税販売手続は、まず、①購入者（非居住者）から旅券（パスポート）等の提示を受け、②その旅券等に記載された情報の提供を受けることとされています。提供を受ける情報については、以下のとおりです。

旅券等の情報

- a 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- b 旅券等の種類及び番号^(注)

ポイント これまで購入記録票等を作成するために取得していた旅券等の情報と原則として同様です。

(注) これまで旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、「購入記録票」、「購入者誓約書」に記載する旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書又はその旅券のいずれかの番号とされていましたが、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後、旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、旅券の番号とされましたのでご注意ください。

② 購入者に対する説明義務

輸出品販売場において、免税販売を行う際、購入者に対し、以下の事項（説明事項）を説明しなければならないこととされました。

なお、説明方法は、免税販売の際に購入者に対して説明事項を口頭で説明する方法のほか、例えば、

- ① 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法、
- ② 店舗内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法

があります。この①、②のような方法により説明する場合は、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、内容の確認を促すことが必要となります。

説明事項

- a 免税購入した物品が輸出するために購入されるものである旨
- b 本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長^(注)に所持する旅券等を提示しなければならない旨
(注) 居住者となる場合には、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長
- c 免税購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額を含む。）に相当する額を徴収される旨

③ 購入記録情報の提供

輸出品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及びその購入の事実を記録した電磁的記録）を、免税販売の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされました。購入記録情報に記録する具体的な事項は、以下のとおりです。

なお、購入記録情報を提供するには、あらかじめ納税地を所轄する税務署長に対して、その提供方法等を届け出る必要があります。届出に関しては、「3 購入記録情報の提供に関する届出」をご確認ください。

購入記録情報

- a 購入者から提供を受けた旅券等の情報
- b 輸出品販売場を経営する事業者の氏名又は名称、納税地
- c 輸出品販売場の名称、所在地、税務署長から通知を受けた識別符号
- d 免税対象物品の譲渡の年月日
- e 免税対象物品の品名、品名ごとの数量・価額・一般物品又は消耗品の別、免税対象物品の価額の合計額
- f 購入者が購入した免税対象物品を、その場で運送業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法によりその物品を海外へ直送する場合は、その運送業者の氏名又は名称
- g 一の特設商業施設内の複数の手続委託型輸出品販売場（その特設商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出品販売場を含みます。）において、同一の日に同一の購入者に対して譲渡する一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額（税抜）を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額を判定した場合には、その旨
- h 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨

ポイント 輸出品販売場の識別符号や軽減対象である旨を除き、これまで作成していた購入記録票等に記載する事項と原則として同様です。

2 免税販売手続（つづき）

④ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、提供した購入記録情報（承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を含みます。承認送信事業者に関しては、「4 承認送信事業者について」をご確認ください。）を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています。

この購入記録情報は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとされています。

なお、購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることもできます。この場合には、輸出物品販売場を経営する事業者は、その書面を、上記と同様の場所に同様の期間、整理して保存することとされています。

3 購入記録情報の提供に関する届出

輸出物品販売場を経営する事業者は、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に届出書を提出しなければならないこととされています。

この届出書は、**平成31年（2019年）10月1日**から提出することができます。

届出書の提出後、税務署から輸出物品販売場を経営する事業者に対して、輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。

（注） 輸出物品販売場ごとの識別符号は、国税庁長官に提供する購入記録情報の事項の一つとなります。

4 承認送信事業者について

① 承認送信事業者とは

承認送信事業者とは、以下の承認要件を全て満たす事業者（課税事業者に限り、）で、購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、承認を受けた者をいい、以下の購入記録情報を提供するための要件（提供要件）を全て満たすときは、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のためにその事業者が行うべき購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出物品販売場ごとに行うことができます。

なお、承認申請書は、**平成31年（2019年）10月1日**から提出することができます。

申請を承認した場合は、税務署長から申請のあった事業者に対し、承認に係る通知に併せて、承認送信事業者としての識別符号が通知されます。承認送信事業者が、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供する場合には、購入記録情報に加え、この識別符号を併せて提供しなければならないこととされています。

承認要件

- a 現に国税の滞納（その徴収が著しく困難であるものに限り、）がないこと
- b 購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること
- c 輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと

提供要件

- a 輸出物品販売場を経営する事業者^(注)と承認送信事業者との間において、承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること
- b 承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、契約に係る輸出物品販売場を経営する事業者^(注)との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること

（注） 手続委託型輸出物品販売場については、その販売場に係る承認免税手続事業者でも認められます。

（参考）承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ



② 承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存等

承認送信事業者は、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、その提供した購入記録情報又はその情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を、その輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供、又は交付しなければならないこととされています。

また、承認送信事業者は、輸出物品販売場ごとに、提供した購入記録情報を整理し、購入記録情報の提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならないこととされています。

これらの購入記録情報の保存方法は、「2 免税販売手続 ④ 購入記録情報の保存」と同様です。

5 経過措置

平成32年(2020年)4月1日から免税販売手続が電子化されますが、平成33年(2021年)9月30日までの間は、経過措置として、従来の書面による免税販売手続(「参考 現行と改正後の手続のイメージ」の現行欄の手続)ができることとされています。

○ 届出書・申請書のスケジュール



6 免税販売手続の電子化に関するQ & A

Q1 購入記録情報を提供するためには、どのような準備が必要ですか？

購入記録情報を提供するための手続として、納税地の所轄税務署長に届出書の提出が必要となります(「3 購入記録情報の提供に関する届出」をご確認ください)。

購入記録情報には、購入者から提供を受けた旅券等の情報が含まれますので、この情報を記録するための機器をご用意いただく必要があります。この情報を効率的に記録するため、必要に応じてパスポートリーダーなどを準備していただくことも一案です。

また、購入記録情報は、事業者の方が使用するパソコンやPOSレジ、サーバーやシステムなどから国税庁の受信システムへ電気通信回線(インターネット回線等)を通じて提供することを前提としていますので、インターネット回線等に接続可能な環境が必要となります。

その他、購入記録情報のフォーマット等の仕様など、詳細については、今後、国税庁ホームページにて公表します。

Q2 電気通信回線の故障で購入記録情報を提供できない場合は？

「災害その他やむを得ない事情」により購入記録情報を国税庁長官に提供することができなかった場合には、その災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないこととされています。

Q3 新たに輸出物品販売場を開設する場合の手続に変更はありますか？

平成32年(2020年)4月1日以後においても、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、その事業者の納税地の所轄税務署長に対して、「輸出物品販売場許可申請書」を提出していただく必要があることに変更はありませんが、電子情報処理組織により購入記録情報を提供する場合は、購入記録情報の提供に関する届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出していただく必要があります。

参考 購入下限額の合算判定について(平成30年度税制改正)

一般物品と消耗品の販売価額がそれぞれ5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができることとされました。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

※ この改正は、平成30年7月1日以後行う免税販売から適用されます。



《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

輸出物品販売場制度の免税販売手続の電子化について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」(www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm)をご確認ください。

《観光庁の消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「消費税免税店サイト」を開設するとともに、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。以下から、免税店事業者用手引きや外国人旅行者向け説明用シート、シンボルマークの申請・使用に関する詳細等をご覧になれます。

URL:<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>



輸出物品販売場制度の改正について

平成31年4月
国 税 庁

消費税法等の一部改正により、臨時販売場制度が創設されました。

※ 元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

1 臨時販売場制度の概要

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時販売場において免税販売を行うことができることとされました。

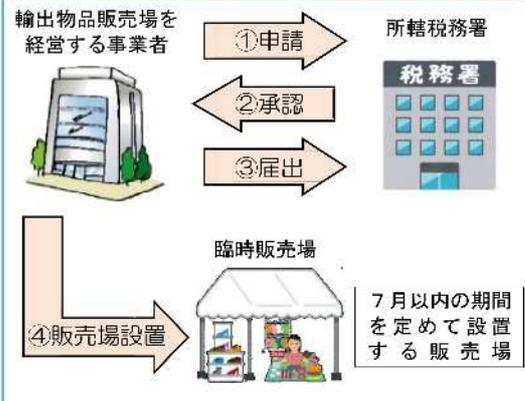
※ この制度の対象となる臨時販売場とは、7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。

※ 臨時販売場における免税販売手続は、届出書に記載した免税販売手続の区分（一般型又は手続委託型）に応じて行うこととなります。

適用開始時期

平成31年（2019年）7月1日
から適用されます。

臨時販売場設置までの流れ



「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」及び「臨時販売場設置届出書」は、平成31年（2019年）5月1日から提出できます。

また、事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度については、平成31年（2019年）6月30日をもって廃止されます。詳しくは「5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合」をご覧ください。

2 臨時販売場を設置する事業者の要件

臨時販売場を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

承認要件	①臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること（臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場の閉鎖後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。）。
	②手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
	③輸出物品販売場の許可を取り消され又は臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

3 臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続

臨時販売場を設置しようとする事業者（上記2の要件を満たす事業者に限ります。）は、「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

添付書類	①臨時販売場で行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場で行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程など）
	②次のいずれかの書類 ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績がある場合、その事実を証する書類（過去に出店したイベント等（催事場）の出店契約書の写しなど） ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）など）
	③その他参考となる書類 ・申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など） ・臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）
	【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者である場合】 ④自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）

4 臨時販売場を設置する場合の届出手続

臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）が、臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

添 付 書 類	①臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
	②届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類 (テナント契約書、出店許可書の写しなど)
	③その他参考となる書類（取扱商品リストなど）
	【特定商業施設内で事務委託型の臨時販売場を設置する場合】
	④ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
	⑤ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し
	⑥ 特定商業施設に該当することを証する書類 (組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し)
⑦ その他参考となる書類（臨時販売場で発行するレシートの雛型など）	

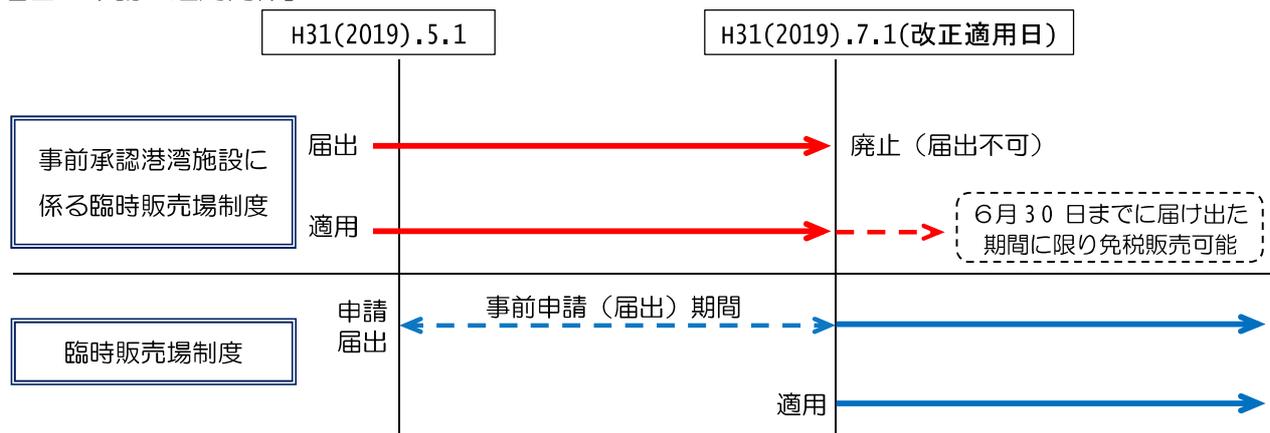
5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合

事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度は、平成31年（2019年）6月30日をもって廃止されます。

したがって、同年7月1日以後も港湾施設内に設置する販売場で免税販売を行おうとする場合には、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、事前承認港湾施設の承認を受けている事業者が、同年6月30日までに「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」を提出した場合には、当該届出に係る設置期間に限り、制度廃止前の臨時販売場として免税販売を行うことが可能です。

【届出・申請の適用関係】



その他の改正点

事務委託型輸出物品販売場の許可申請手続における添付書類が見直され、平成31年（2019年）4月1日以後、申請時の「承認免税手続事業者の承認通知書の写し」の添付が不要となりました。

臨時販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「臨時販売場制度に関するQ & A（平成31年4月）」をご覧ください。

そのほか輸出物品販売場制度については国税庁ホームページに掲載している「輸出物品販売場における輸出免税について」及び「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」をご覧ください。

消費税法改正のお知らせ

令和元年5月
国税庁

平成31年4月に消費税法の一部が改正されました。消費税の仕入税額控除制度に関する主な改正内容は次のとおりです。

密輸品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付せずに保税地域から引き取られた課税貨物（いわゆる密輸品[※]）であり、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となります。

【適用開始時期】平成31年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合の本人確認書類の保存

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ 災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

【適用開始時期】令和元年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

○ 主な本人確認書類の例

課税仕入れの相手方の区分		本人確認書類	次の記載があるものに限り 個人：氏名及び住所 法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地
個人	国内に住所を有する方	①運転免許証の写し ②住民票の写し（1年以内に作成されたもの） ※ 個人番号が記載されていないもの ③マイナンバーカード（個人番号カード）の写し（表面のみ） ※ 個人番号が記載された裏面の写しを保存することはできません。 ④旅券（パスポート）の写し ⑤在留カードの写し ⑥各種保険証の写し	
	上記以外の方	上記②及び③以外のいずれかの書類	
法人	内国法人・外国法人	①登記事項証明書又は印鑑証明書の写し（1年以内に作成されたもの） ②官公署から発行された書類の写し（1年以内に作成されたもの）	
	人格のない社団等	定款、寄附行為、規則又は規約で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し	

※1 上記は、主な本人確認書類の例示です。詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。

2 課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を行う者を介して行われる場合には、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類に加え、当該媒介等をした者の本人確認書類の保存が必要となります。

本人確認書類を電磁的記録により保存する場合

仕入税額控除制度の適用を受けるために保存する本人確認書類について、電磁的記録により提供を受けて保存する場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行って、同項の要件に準じた方法により保存する必要があります[※]。

※ 詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。